

秋田市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第21号

秋田市特別会計条例の一部を改正する条例

秋田市特別会計条例（昭和39年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(10) 秋田市工業団地開発事業会計

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。